

運轉資本の算定問題

——レート・ベースの設定をめぐる——

西 川 義 朗

序

米國における公益企業 (Public Utility) の料金設定 (rate-making) においては、傳統的な算定基準として、公正報酬原則に基づくレート・ベース方式が採用されてきていることは周知のごとくである。わが國においても、最近ガス事業の分野において、新にかかる方式を採用することが統制機關によって確立されようとしている。

このような料金基準 (rate base) を構成する公益事業用財産の算定問題は、これまでその大部分を占める固定資産の評価に集中されてきたのである。そしてここでと

りあげようとする運轉資本 (working capital) については、ベースの總額に對し、若干のアローワンスを許容する程度の配慮がなされる場合が多かつたのである。というのは、公正報酬を與えるべき事業資本の内、運轉資本の占める割合は極めて少く、多くとも一〇パーセントを出ず、大體五パーセント内外のものと判斷され、これを精密に分析するまでもないものとされたからである。それに實際上レート・ベースが統制者と公益事業會社との間で争われる場合には、固定資本部分の評価における兩者の齟齬が著しく、したがって、運轉資本部分についての見解の相違はさ程問題とはならなかつたのであ

る。またたとえ差異があつても金額的には僅かであり、これによって料金設定が左右されることは殆んどなかったのである。唯理論上、公正な運轉資本の算定方式が問題とされていたに過ぎない。

ところが、近時に至り、レート設定における公正な運轉資本の算定が問題とされるようになってきている。これはレート・ベースの算定が、最近では主として會計數値を基礎とするようになり、固定資産の評価問題も單純化され、ベース全體の精密な計算が要請されるに至つたからであると解される。すなわち、運轉資本をレート・ベースに對する若干のアローワンスとして見るというだけではなく、かかる資本全體の正常な金額が求められるようになってきたのである。そこで本稿では、これまでレート・ベースの構成要素としての運轉資本について、學者並びに實務家や統制機關によって論ぜられた諸點をとりあげ、若干の吟味を加えることにしよう。

企業會計上、運轉資本は固定資本 (Fixed capital) に

運轉資本の算定問題

對照される概念であるが、その意義づけは必ずしもいちようではない。例えば英國の公益企業において採用された複會計制度 (Double Account System) においては、資本収入ないし固定資本額が資本支出ないし固定資産額を超える部分をもって運轉資本となしており、このような觀念は今日の資金的會計理論の内にも見出されるのである。(一) また一部の人等によつては、流動資産の總額ないしそれに投ぜられている資本を意味するものとも解されている。(二) しかし今日もつとも廣く用いられている財務會計上の概念では、流動資産から流動負債を控除したものを(三) 運轉資本とされている。米國會計士協會の會計手續委員會による會計研究公報 (Accounting Research Bulletins) においても、「運轉資本はときには正味運轉資本 (net working capital) とよばれ、流動資産が流動負債を超過する部分を示し、總企業資本の内の比較的流動的な部分であり、事業が普通の營業期間内において決済すべき債務に應ずるための餘裕ないし緩衝となつて(三) いるものである。」と説かれている。

ところで公益企業の分野において、レート・ベースの

設定を目的とする場合の運転資本は必ずしも右のごとき財務會計上の概念とはそのまゝ一致しないのである。というのは、一般會計上の運転資本は、貸借対照表上において把握されるものとみられ、しかもその算定は實績を示す勘定數値を機械的に區分集計することによって比較的單純に行われるのが普通である。流動部分を決定するための勘定の區分の如きも資産の物的な形態(換金性)ないしは保有期間(一年)を基礎として劃一的に行われ、それ等の經營活動に對する機能はそれ程問題とされないのである。ところが、レート・ベイスの決定を目的とする運転資本にあっては、右のごとき一般的區分のみならず、第一に公益事業用に有効に投ぜられたものと認められる資本であることを建前とし、これが把握に當っては、たんに貸借対照表上の流動項目のみをもつてしては不充分なのである。部分的には損益項目についても吟味を必要とするのである。したがってこの分野では單純に流動資産から流動負債を控除した正味運転資金額(net working capital)と、この觀念のみをもつてこの問題を處理することはできないのである。

一般に公益企業の料金決定のために評價される財産はいうまでもなく公正報酬の對象となるものであって、當該事業用役を提供するために必要とされるものである。

したがって評價に際しては、かかる公共的用役(public service)に供されているものと然らざるものとの區別が設けられねばならないのである。もっともこの區分は財産の利用目的によるものであるから、實際上外觀的には、識別困難な場合が少くないのであるが、しかしかかる觀點に基く流動資本の分析がなされねばならないことは明瞭である。そして少くとも公益事業活動に寄與せざる資本部分は除外されねばならない。かかる意味において、公益企業會社のいわゆる運転資本の總てが、レート・ベイスに算入され得ないのである。

他方、公益事業用運転資本に包含されるべきものと認められるもので、貸借対照表の流動資産としてはそのまま現われなところの現金運転資本(cash working capital)と稱されるものがある。すなわちそれは主として營業費用(operating expenses)に當てられた現金資金(cash fund)や、流動資産に轉化されることなく、なお

料金収入としても回収され得ないものを意味する。これには、材料費並びに勞務費やその他の經費（減價償却費は除く）の全てが含まれ、これ等が収益によって回収されるまでの間の流動的投下資本もまたここで運轉資本を構成するものと見られて^(四)いる。しかも實際にこの範疇に屬するものが業種によっては運轉資本の大半を占める場合が多いのである。たしかに公益企業としては、事業用役を提供するため、固定資産や棚卸資産の外に、このような支拂手段としての短期流動資金を必要とし、これを企業が自から賄っている部分については、レート・ベイスに算入することが認められるべきことはいうまでもない。しかし、この種の資金的現金運轉資本の正常な許容額の實際的限度を査定するに當っては、複雑な問題が存在することは後に明らかならしめるごとくである。

ところで右のごとき公益事業用の資金ないし流動資産の總額が、運轉資本と看做されるのは、その源泉がすべて會社の自己資本によって賄われている場合に限られる。しかしそのような場合は稀であつて、通常、會社は流動負債や未拂費用を有するのが常である。これらによ

運轉資本の算定問題

って賄われている資金部分は、會社自身の資本負擔をそれだけ軽減することになるから、一般的には流動資産ないし、運轉資金から控除されねばならない。かくて、公益企業料金算定の基礎とされる運轉資本は、公共的役を提供するために必要とされる流動的資金ないし流動資産にして、自己資本を源泉として恆久的に據出された部分を指すのである。

- (一) 黒澤 清稿「資金理論による財務諸表の構成」會計第六十八卷第五號、七頁—十三頁
- (二) 染谷恭次郎著「資金會計論」六十四頁
- (三) Committee on Accounting Procedure, American Institute of Accountants; Accounting Research Bulletin No. 30, Current Assets and Current Liabilities—Working Capital, P. 248.
- (四) John Bauer and Nathaniel Gold: Public Utility Valuation for Purposes of Rate Control, 1934, P. 293.

二

公益企業の經營上必要とされる運轉資本を吟味するに當つて、その構成をどのように區分して見るかについて

は、若干の異った見地が存在する。例えばフォスター及びローディー共著の「公益企業會計」⁽¹⁾では、これを(a)建設用運轉資本 (construction working capital) (b)營業用運轉資本 (operating working capital) (c)販賣及び受註工事なし非營業用資本 (working capital devoted merchandising and jobbing or nonoperating business) の三者に大別し、この内の營業用運轉資本をさらに、實際もしくは適正現金残高と勞務用役、原材料、その他の流動資産への支出額(會社による支拂時から顧客よりの回收時までの期間を尺度とする)⁽²⁾とに分っている。またボアー及びゴールドの見解では、貸借対照表に記載される通常の流動資産と記載され得ない前拂營業費用とに分たれている。また最近の米國公益事業におけるレート・ケースを背景にして運轉資本の構成要素を網羅的に次のごとく分つものもある。⁽³⁾

- 一、原材料、貯藏品及びその他燃料を含む棚卸品
- 二、現金運轉資本

(1)顧客による支拂金の領収に先立って支拂われた營業費

- (2)前拂及び繰延費用に對する支拂金
- (3)現金残高、小口現金、送金及び特別資金等に必要とされる現金
- (4)一般信用目的、偶發事故及び非常用に必要とされる現金資金
- (5)建設關係の支拂をなすに必要な現金

右のごとく、運轉資本の構成は種々に分類されるが、レート・ベース算定の要因としてその適正投下額を考察するためには、これ等資本の運用形態別に見るのが、最も妥當と考えられる。即ち(一)會計年度内に短期的に循環する未回收營業費資金、(二)支拂準備資金、(三)棚卸財産の三者である。

まず最も問題の多い未回收營業費資金についてみるに、この種資金の投入回收過程から見て二段階に分たれる。すなわち第一段階は用役生産のために資金が營業費として前拂的に支出され、流動資産としても、また収益にも計上されない状態におかれる期間を指すのである。具體的にいってこれ等の支出對象は、材料費、勞務費その他の經費に對する出費に外ならない。但し資本化され

たものの、償却費、すなわち減價償却費のごときは當然これに含まれない、というのは、償却費は支出を伴う費用ではなく、これにかかわる投資は別に固定資産としてベースに算入されているからである。

しかし通常の營業費支出は、資金的にみて顧客に提供した廣い意味における用役にして、未だその對價支拂の請求が確定されない間の経過期間中の投資たることを意味する。回收過程の第二段階は右の請求額が確定され、代金が收得されるまでの間の期間を指し、會計上賣掛金として計上されるものである。

右のごとく資金の回收過程は一應二つに區分されるのであるが、それぞれの期間は、業種と料金徴集方法のいかんによって相當の開きがあることはいうまでもない。^(四)電氣及びガス事業の料金は一般に一月毎に徴集されているのでその回收過程をほぼ等しくするが、それでも資金回收に至るまでの投資期間に多少の相違がある。例えば米國における電氣事業についての調査結果によると、用役の供給から資金回收までの全期間の平均日数は四十日であるとされている。そして請求額未確定の期間、す

なわち檢針日までの用役供給期間は十五日で檢針後料金受領日までが残りの二十五日である。さらに後者の期間を種類別にみると、一般住宅用消費者については二十四日、商業用のものは二十日、政府機關は三十五日というように相當の開きがあり、これ等を平均して二十五日とみられているのである。^(五)これに對し同國のガス事業では平均的な會社の營業費回收期間は電氣より稍々長く四十五日であるといわれている。^(六)ガス事業におけるレイト・ベイス算定上特に營業費の回收期間が問題となつたケースについてみるに、^(七)會社は第一段階の檢針期間を三十日、第二段階の資金回收期間を二十日とみて合計五十日分の營業費を見ることを要請したのである。これに對し公益企業委員會としては、第一段階における檢針のための餘裕は、これが料金請求と共に日々行われているために、全體としては三十日を要しても、資金的にはその半の十五日間をみればよいという見解をとり、計三十五日を妥當となす見解をとつたのである。

このように同じような資金回收過程をとる事業の間においても、許容さるべき營業費の回收期間を異にし、ま

た實際の檢針並びに料金徴集方法の相違によって期間自體のとり方をも異にせざるを得ないのである。それ故、米國における電気及びガス事業について、レート・ペイス算定上許容さるべき營業費回収期間は、一般的には一ヶ月乃至二ヶ月のはばを持つものとされている。

わが國において、通産省の公益事業局が新に採用しようとしている「ガス料金の算定要領」草案（昭和三十一年十二月十日）においても、「有效かつ適正な投資額」をなすものとしての運轉資本の内に營業費を算入せしめてゐるが、その回収期間は一・五分分としてゐる。これは大會社の回収実績その他を考慮して標準的な期間を示したものと解される。實際大會社の實状を見るに、ガス關係では送出から檢針までの期間が三十日で、さらに集金までに二十日を要している。またコークス及びその他副産物については、製造から送狀締切までの期間は十五日で、その後代金回収に至るまでに三十日の期間が當てられてゐる。

以上のごとく未回収營業費資金の算定については、かかる資金の循環速度の實状によって正當な期間が見出さ

れねばならないのである。またそれと共に支出方法や回収手續に關しても正常であることが要請される。かゝる判斷基準はこの種事業におけるそれぞれの一般的取引慣行に基いて設定されるほかはないであろうが、同種、同規模の事業に關する限りは、標準的な回収期間が設けられねばならない。

- (一) J. Rhoads Foster and Bernard S. Rodey; *Public Utility Accounting*, 1951, P. 99.
- (二) Bauer and Gold; *op. cit.* P. 293~294.
- (三) W. C. Young; *Working Capital in the Rate Base*, in *Proceedings, National Conference of Electric & Gas Utility Accountants*, April 12, 13, 14, 1954, P. 238.
- (四) 米國において最も長期の徴集期間を経る公益企業は水道事業で全體三ヶ月後に請求がなされているようである。これと反對に、電話事業では十日ないし十五日以前に料金の請求がなされている。また鐵道、バス、市街電鐵等は即日であることはいふまでもない。このように業種により、また會社によつても徴集期間は異つてゐる。
- (五) Foster and Rodey; *op. cit.*, P. 100.
- (六) W. C. Young; *op. cit.*, P. 238.
- (七) このケースはシカゴの Peoples Gas, Light and Coke Company が一九三七年に料金の値上申請をしたのに對し

て Illinois Commerce Commission がこれを却下した事件で、最高裁判所まで上告されたのであるが會社の敗訴に終った。兩者の運轉資本計算の差異を示せば次の如くである。

勘定項目	會社の計算	委員會の計算	差額
營業費	三,五七〇,〇〇〇ドル	一,〇〇〇,〇〇〇ドル	二,五七〇,〇〇〇ドル
前拂金	六,六六〇,〇〇〇	六,六六〇,〇〇〇	〇
賣掛金	二,三三八,〇〇〇	二,三三八,〇〇〇	〇
原材料	一,七五五,〇〇〇	一,七五五,〇〇〇	〇
小拂資金	一,三三〇,〇〇〇	一,三三〇,〇〇〇	〇
銀行預金	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇一〇,〇〇〇	一,九九〇,〇〇〇
合計	二一,四一〇,〇〇〇	六,八〇〇,〇〇〇	一四,六一〇,〇〇〇

なお委員會は右の計算の結果にはばを持たせるため「判断」數値 ("Judgment" figure) として合計額を七,五〇〇,〇〇〇ドルに修正している。これは年度毎の變動豫想に對するアローワンスをみたのである。

(八) J. M. Bryant and R. R. Herrmann, Elements of Utility Rate Determination, 1940, P. 80.

(九) 「算定要領」では原價計算期間中の營業費から減價償却費を除いた額の一・五月分という數値が示され未拂税金やその他未拂費用の控除は指示されていない。これは賣掛金その他の短期債権を算入しないのと相殺されたものと解される。

運轉資本の算定問題

三

レート・ベースに算入さるべき運轉資本を構成するものとして、營業費資金とともに考慮さるべきものに支拂準備金としての現金運轉資金 (Working Cash) がある。その通常の投資形態は現金若しくはそれに準ずる預金の類であるが、その常時保有高をそのまま營業費資金と併せて運轉資本に算入することについては若干問題が存する。というのは、運轉資本に算入することの認められる營業費は、資金の支出を伴うものに限られ、その限りにおいては、すべて企業の保有にかかわる現金資金を經過投下されるものだからである。したがって、保有資金の有高として捕捉される場合の現金資金にして、運轉資本としての營業費に充當される部分があるとするならば、その資金額だけ運轉資本が二重に計算されるという懸念が存在するのである。それ故營業費資金をベースに算入する場合には、この種の現金保有資金を無視するか、或いは逆に企業が常時保有するこの種支拂手段財産の全額をベースに算入する代りに、未回収營業費の資金算入を

認めないということも考えられるのである。

たしかに企業の營業費支出高と現金資金の保有高とはその捕捉視點を異にするため、投下運轉資金の計算上、兩者に重複する部分が生ずることが考えられる。すなわち現金資金の捕捉は、通常、在高計算として評價日現在の時點ないしは月末殘高の平均値をもつて算定されるのに對し、營業費資金は料金原價算定期間を中心として特定の資金未回収期間の出費高によつて算定されるのが普通だからである。このように兩者の計算根據は全く異なる故に、同じ現金運轉資本についての計算であつても、その重複部分は除去されないのである。

しかしながら、ここで營業費資金とともに運轉資本に算入することが認められる現金及び預金類の支拂手段財産といふのは、評價日現在の保有高そのものを指すのではなく、例えば、一般收支決済のための當座預金の帳尻に餘裕を持たせて支拂の安全を期するがごとく、企業が財政の健全化を圖るために常時どれ程かの支拂餘裕資金を持つ必要があり、そのための支拂準備資金とか、或いはまた小額取引の決済用に小口現金 (petty cash) を常

時保有するがごとき場合の手許現金に外ならないのである。

ところが實際にこのような現金運轉資金がどのように算定されているか、またその範圍についてみるに、必ずしも右のごとく理論通りに割切られていない場合が多いのである。ことに、營業費資金と支拂準備資金との區分を設けることなく兩者を含めて現金運轉資金となす例も少くないようである。そしてかゝる意味における運轉資金をめぐつて、これまで事業會社側の主張と、統制機關の見解とにしばしば喰ひ違ひを生じ、運轉資本算定上に著しい差異が見出されるのである。その好例として、カルフォルニア州の公益事業委員會と同州の有名なパシフィック・ガス・アンド・エレクトリック會社 (Pacific Gas and Electric Company) との間に見られた多年に互る見解の齟齬を擧げることが出来る。

これは一九四九年の九月に右の會社のガス部門における料金の値上げが決定されたときのレート・ベイスについてであるが、會社と委員會の行つた計算の結果を比較したものとすると、ベイス全體としての雙方の計算差額

の大部分が現金運轉資金であったのである。すなわち、會社の現金資金に對する要請額は八、一三九、〇〇〇ドルであつたのに對して、委員會側のそれに對する査定額は二、七一五、〇〇〇ドルであつた。兩者の差額の五、四二四、〇〇〇ドルは、レート・ベイス全體としての差額五、二四八、〇〇〇ドルにほゞ等しいという結果になつてゐるのである。一體なぜこのような大きな開きが現金運轉資金について生じたのであろうか。

委員會の報告書によれば、會社の現金資金の算定基礎としては、まずこの會社のあらゆる部門において運用される流動資金三〇、〇〇〇、〇〇〇ドルをとり、そのうちから、ガス部門に充當されるものの推定額として、八、一三九、〇〇〇ドルを算出したのである。この計算の根據をなすところの會社の全部門で運用されるという現金運轉資金の推定額は、一九四七年および一九四八年における會社の各月末現金及び公債保有高の平均額がそれぞれ三三、〇〇〇ドルおよび三四、〇〇〇、〇〇〇ドルであつたということによるのである。そして會社が右の金額に相當する現金資金を必要とする理由として、かかげた

事項は、事業量の大きい、建設計畫の範圍、新しい財務面における資金の提供高、配當金・利子及び税金の支拂額および支拂期日の餘裕、建設工事についての決済額等であつた。そして又會社の主張したことは、相當の現金資金を企業が有することは、事業の信用を高め、資金原價を低からしめることによって、消費者の利益にもなるといふのであつた。

右に對して公益事業委員會が査定した現金資金額二、七一五、〇〇〇ドルの計算根據は、具體的には次のときものによつたのである。それはこの委員會が從來一般に採用してきた方法であるが、一ヶ月間のガス及びその他の燃料購入原價の平均額並びにその他の營業費二ヶ月分の平均額の兩者を併せたものをもつて、この種資金の總必要額とし、その總額から未拂税金の適正額並びに他會社の資金が混在すると考えられる部分、その他公益企業の現金資金の必要額を輕減する部分を控除するといふのであつた。ところがこの會社の場合には、詳細に實狀を調査したところ、未拂税金の平均殘高が、總現金資金必要額を超えていることが明になつたのである。しかしな

がらこの事實をもってこの會社のガス事業部門の運轉資金に現金資金の算入を拒否することなく、これまでの當社に對する統制効果から判斷して、費用計算から求められた總必要額の半額をもって適當な現金資金のベース算入高であるとしたのである。

このように、會社の要請する現金資金についての考え方なりその算出方法と、委員會が適正と考ふる現金運轉資金のそれとの間には、甚だしい懸隔が見られたのである。すなわち會社としては、この種資金の要請内容としては、主として事業取引決済のための流動資金の必要額の巨大なることを示し、これが捕捉にはたんに現金、預金のごときものの實際の平均在高によるという首尾一貫しない主張が試みられたのである。またこれを査定する委員會の判斷も、自から設定した算定原則からかけ離れた便宜的手段によつていたのである。これがために兩者の現金資金に對する計算の著しい齟齬は、その後の料金改訂に當つても見られたのである。

すなわち一九五一年に右の會社の料金が、再び引上げられたときのことである。會社の要請した現金運轉資金

額の總額は一〇・二五〇・〇〇〇ドルであつたのに對し、委員會はその三分の一程の三・七〇〇・〇〇〇ドルを許額としたのである。そしてこの時には會社は右の資金を二つに分ち、一つは營業用運轉資金として五・七五〇・〇〇〇ドル、他の一つは建設用現金資金四・五〇〇・〇〇〇ドルという計算であつた。右の總額の計算根據としては、やはり現金並びに政府公債の各月殘高の平均額をとつたのであるが、今回はこれ等の總額から公債の受取利子の資本還元價值並びに未拂税金の調整額を控除したのである。そして營業用現金運轉資金の計算としては、大體委員會の計算方式に準じて、一ヶ月分の天然ガス購入原價に二ヶ月分その他營業費（税金及び減價償却費を除く）を加えたものから未拂税金の調整額を差引きこれに銀行預金を保持するに必要な最少限度の平均預金殘額の見積高を加算したのである。またこのようにして算出された營業用現金資金と前述の現金資金總額との差額が平均的な建設用現金資金に相當するものと主張されたのである。

右に對して委員會の採用した計算はこれまでのものと

大差なく、費用計算に基くものであった。ただこのときは控除項目に貸倒金が増えられている程度の相違が見られたに過ぎない。だがこのケースにおいてさらに一層明瞭にされたことは、會社の主張する現金運轉資金の必要額は事業活動に不可避的に用いられる現金資金 (cash fund) ないしそれに準ずるもの、總額であるのに對し、委員會の許容する現金資金は、營業活動を能率的に且つ圓滑に營むために投資家が據出してゐる運轉資本であり、したがって建設用資金のごときものはこれに含まれないということであった。

このように、現金運轉資金に對する公益事業委員會の見解と會社の主張とに甚だしい相違が見られるのであるが、かかる資金算定の本来の目的からみれば、委員會の見解が一應妥當視される。しかしその算定方法は委員會自身も反省したのであるが、必ずしも至當とはいへ得ない。というのは本来回收期間のずれを埋めるに必要な營業用現金資金の外に純然たる支拂準備のための餘裕資金の存在が無視されているからである。かかる資金には許容限度を設けることが要請されるが、これを現金資金の

運轉資本の算定問題

項目に算入せしめるべきことは實際上も相當古くから認められてきていたのである。

だが建設用運轉資金に關しては、これをレート・ペイスに算入せしめないという見解が廣く支持されている。その理由は、かかる資金については通常建設利子 (interest during construction) が設備勘定に計上される故にその資本費は固定資産額のベースに算入され將來回收されるからであるといわれている。これに對して、大部分の公益企業では建設期間中の支出高についてのみその利子の資本化が圖られるにとどまるから、その間常時準備される建設用現金資金のすべてが補償されないと反論がなされ、やはり適正な建設用支拂準備資金の運轉資本への算入が業者側からは主張されている^(四)。したがってこの種の資金については當該企業の會計處理の實狀によつて判斷されねばならないのであるが、それにしても建設用資金のすべてを算入することの不當であることは明らかである。

(一) わが國の「ガス料金算定要領」においては「固定運轉資金」に算入する現金預金としては「過去二年間における

一橋論叢 第三十七卷 第三號

手許現金および當座性預金の各月現在高の平均額、この場合の當座性預金とは、當座預金、通知預金および普通預金をい、増資、社債および借入による資金が含まれているときは、これを除くものとする」という規程を設けているが、後段の控除内容としては過當保有資金分はこれを除くとしたほうが誤解を招かないであろう。

(二) このときの委員會側のレート・ベースの算定額と會社の要請額との差異を示せば次のごとくであった。なお括弧に入れた數値は會社の計算よりも委員會の計算が低かったものである。

計算項目	委員會側	會社側	差異
營業權及び組織化費用	六二・〇〇〇ドル	六八・〇〇〇ドル	(六・〇〇〇ドル)
ガス部門の有形資産	一八・七〇三・〇〇〇ドル	一七・七六一・〇〇〇ドル	一・〇四二・〇〇〇ドル
共用施設—按分額	二・五〇・〇〇〇ドル	二・五七五・〇〇〇ドル	(七五・〇〇〇)
控除及び調整額	(九・九・〇〇〇)	(九・三三・〇〇〇)	(〇六・〇〇〇)
會社の取得原価との差異	—	六・七・〇〇〇ドル	(六・七・〇〇〇)
原材料	三・〇〇〇・〇〇〇ドル	三・三七五・〇〇〇ドル	(三七五・〇〇〇)
現金運轉資金	二・七五・〇〇〇ドル	八・一三九・〇〇〇ドル	(五・四四・〇〇〇)
合計	二〇・五六一・〇〇〇ドル	二〇・九〇九・〇〇〇ドル	(三五八・〇〇〇)

(三) 米國公益企業の統一會計制度では、一般に自己資本に ついても建設利子を計上することを認めている。

(四) W. C. Young; op. cit., P. 239.

四

公益企業の運轉資本を構成する諸要因の中で、對象の把握が容易であるため、比較的問題の少いのは、製品、原材料、貯藏品等の棚卸財産に關してである。レート・ベースに算入さるべきこの種棚卸財産の算定は通常各月末在庫高の平均値をとるべきが多いのであるが、企業がそれ程規模の擴張も行わず、事業が安定している場合には、かゝる實績計算が妥當な基準であると解される。しかしながら棚卸財産の保有高に著しい變動がある場合には、業者としては最高正常保有高をもって當該各棚卸財産のベース算入價格とすることを主張している。これに對し統制團體の見解では寧ろ必要最少限の保有高をもつてベース算入價格とすることを妥當視するのである。そしてたとえば企業が將來の資材の値上り等を豫想して大量に財庫品の保有をはかっているような場合には、適

正保有高の限度までの減額が主張されている。

さらに一般にそうであるごとく、會社が擴張の過程にある場合には、過去の実績残高にもとづく棚卸財産の保有をもつてしては、事業の圓滑なる運営に支障をきたすということが當然考慮されねばならない。そこで新たに料金が改訂されるに際しては、將來確實に増加する需要を考慮に入れた棚卸資産の保有高が求められねばならなくなってくるのである。勿論一般に擴張を問題とする場合、需要増加に伴う収入の増大が料金原價の負擔を軽減するものと解されるのが普通である。それ故米國においては、右のごとき擴張に基づく運轉資本の増大が強調されても、料金ベースの増高要因には加えられない場合が多いのである。だがわが國の公益企業の現状においては、かかる増収利益が投下資本費を償って餘りあるとは限らないので、ベース設定面においてこれを配慮する必要があるものと解され、既述のガス料金算定要領では、次のごとき算定方法に基き棚卸財産の計算をおこなうことになっている。

(一) 製品について

運轉資本の算定問題

過去2年の各月 × 原價計算期間中の賣上高
過去2年の平均額 × 過去2年の年平均賣上高
(ガス、コークス、タール、タール製品およびその他製品別に計算するものとする。)

(二) 石炭および原材料
過去2年の各月 × 原價計算期間中の消費額
過去2年の平均額 × 過去2年の年平均消費額
(原材料は、種類別に計算するものとする。)

(三) 原材料を除く貯藏品
過去2年の各月
残高の平均額
× 原價計算期間中の月末平均需要家數
× 過去2年の月末平均需要家數

何れも二ヶ年間に互る月末残高の平均値を基準として、これに販賣高ないし消費額の年度増加率を掛け合せたものをもってベースへの算入價格としている。

米國においてはこのような実績計算に基き將來の需要のびを配慮するばかりでなく、物價水準の上昇やビークの増大をも考慮して、これ等が運轉資本の必要額に及ぼす影響を織り込むことが主張されている。⁽¹⁾しかし棚卸資産に関する限り、かかる配慮がおこなわれることはあ

まりないようである、というのは回轉速度が早いために、この種資産原價の更新が速かにおこなわれるものと解されるからにはかならない。

以上レート・ベースの算定を目的とする運轉資本の算定問題を、營業費資金、支拂準備資金、並びに棚卸財産の形態をもつて捕捉される場合についての論議を検討してきたのであるが、このような方式が今日定型化されているわけではない、これまで統制者の判断を基礎として、より單純な算定方法が採用されてきた例が少くなかったのである。最も多かった例としては、収益總額を基礎とし、その一ヶ月分ないし三ヶ月分を許容するという方式であった。或いはまた營業費のみの一ヶ月分ないし三ヶ月分を許容するという場合もあった。ときには消費者に提供した生産物ないし用役の單位を基礎として算定されるような例もあったのである。ガス事業の場合ならば、一立方フィート當りの適當な運轉資本額を定め月次販賣量をこれに掛合せて定める等々であった。

だが實態から離れたこのような恣意的な計算が採用さ

れたのは、たんにその金額がベースにおいて占める割合が少いため、これが財産評價全體に及ぼす影響がそれ程深刻でなかったためであるというだけではなく、統制者としては常にレート・ベース計算そのものゝ複雑化を回避してきたからであるとみられるのである。換言すれば會社が納得する限り、統制者の査定ないし政策的考慮によつて決定し得る範圍のものは、その精密化を圖る努力が拂われなかつたためであるとみられるのである。だが最近ではこのような統制者の一方的判断による査定ないし政策に漸次會社側が服さないようになり、客觀的な計算根據を示す必要を生じ、運轉資本の分析が改めて反省されるようになってきているものといえよう。何れにせよこれまで、レート・ベースといえは固定資産評價にのみ問題が限定されていたのが、新に運轉資本の算定問題が登場してきたことは、料金統制の精密化への進展を意義づけるものとして注目されるべき事柄である。

(一) W. C. Young; op. cit., P. 238.

(二) W. C. Young; op. cit., P. 241.

(一橋大學助教)